

橿原市規則第37号

橿原市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則を次のように定める。

令和4年5月19日

橿原市長 亀田 忠彦

橿原市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、橿原市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例（令和4年橿原市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例に規定する用語の例による。

(不当要求行為等)

第3条 条例第2条第4号に規定する職員の公正な職務の執行を妨げる行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 市が行う許認可その他の行政処分又は請負その他の契約に関し、特定の法人その他の団体又は個人のために有利な、又は不利な取扱いをするよう要求する行為
- (2) 入札の公正を害する行為又は公正な契約事務の執行を妨げる行為
- (3) 人事（職員の採用、昇任、降任又は転任をいう。）の公正を害する行為
- (4) 市が行おうとしている特定の法人その他の団体又は個人に対する不利益処分に関し、正当な理由なく当該不利益処分を行わないよう、又は処分内容を重くする若しくは軽くするよう要求する行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定の法人その他の団体又は個人が有利な、又は不利な取扱いを受けるよう要求する行為

2 条例第2条第4号に規定するその他社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 身体の一部若しくは器具を使って故意に相手を傷つけようとする行為、職員が恐怖を感じ、反論し得ない状況に追い込む程度の脅迫行為又は職員が正常な行為ができない程度のけん騷行為
- (2) 職員が正常な状態で面談することが困難であると判断し、断ったにもかかわらず、強硬に脅迫的言動をもって面接を強要する行為
- (3) 粗野又は乱暴な言動により他人に嫌悪の情を抱かせる行為

(4) 正当な権利がないにもかかわらず権利があるとし、提供を受けた役務に瑕疵がないにもかかわらず瑕疵があるとし、若しくは交通事故その他の事故による損害がないにもかかわらず損害があるとし、又はこれらの瑕疵若しくは損害の程度を誇張して、損害賠償その他これに類する名目で金品等の供与を要求する行為

(5) 庁舎等の保全、庁舎等における秩序の維持又は市の事務事業の執行に支障を生じさせる行為

(6) 前各号に掲げるもののほか、正当な手続によることなく行政の作為、不作為を求める行為

(樫原市不当要求行為等審査会の委員)

第4条 樫原市不当要求行為等審査会（以下「審査会」という。）に、委員の互選により、会長を置く。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が定まっていないときは、市長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の会議は、非公開とする。ただし、審査会が支障がないと認めるときは、公開することができる。

4 会長は、必要があると認めるときは、職員その他関係者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(管理監督者への報告)

第6条 条例第9条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に行うものとする。

(1) 一般職の職員 課長、室長、部長、局長その他これらに相当する職にある者、副市長又は市長のうち、自らの職の直近上位の職にあるもの

(2) 特別職の職員（市長を除く。） 市長

(不当要求行為等対策委員会)

第7条 次に掲げる事項を所掌させるため、檀原市不当要求行為等対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 不当要求行為等に関する情報交換及び連絡調整
- (2) 不当要求行為等に係る対応の方針及び講ずべき措置の検討
- (3) 不当要求行為等を未然に防止する策の検討及び啓発
- (4) その他委員会が必要と認める事項

(委員会の組織)

第8条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長は副市長、副委員長は危機管理監をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職員とする。

(委員会の会議)

第9条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長が、必要があると認めるときは、職員その他関係者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(委員会への報告)

第10条 条例第9条第1項の規定による報告を受けた管理監督者は、部下の職員の公正な職務の執行を確保するために必要な措置を講ずるとともに、当該報告の内容を委員会に報告しなければならない。

(審査会及び委員会の庶務)

第11条 審査会及び委員会の庶務は、危機管理課で行う。

(公表の方法)

第12条 条例第13条の規定による不当要求行為等に関する状況の公表は、檀原市のホームページに掲載することにより行う。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

別表（第8条関係）

委員	倫理統制監
委員	企画戦略部副部長（人事課、人権政策課担当）
委員	総務部副部長（総務課、危機管理課、市民協働課担当）
委員	財務部副部長（財政課、市民税課、資産税課、収税課担当）
委員	福祉部副部長（福祉総務課、生活福祉課担当）
委員	都市マネジメント部副部長（建設管理課、道路河川課担当）
委員	教育委員会事務局副局長（教育総務課、学校教育課担当）
委員	上下水道部副部長（経営総務課、下水道課担当）